

資料 2

平成 31 年 2 月 7 日

平成 30 年度 第 2 回
前橋市国民健康保険運営協議会

報告事項説明資料

前橋市健康部国民健康保険課

平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定結果 と国保特別会計収支見込等について

1 平成31年度納付金の本算定結果

国から示された係数等をもとに、県が算定した結果は下表のとおりである。

(1) 国民健康保険事業費納付金

納付金は、県全体に占める各市町村の医療費や所得の状況、国保加入者の人数及び世帯数に基づいて算出される。

本市は、県内において、医療費水準及び所得水準が高く被保険者数も多い状況であるため、県平均よりも高い負担となっている。

また、下記留意点①から③の理由などにより、平成30年度に比べて、806,519千円増加している。

※なお、下記留意点①から③の理由はあくまで理論値での増加理由であるため、①から③の合計額と、806,519千円は一致しない。

(H31.2.8[予定]県公表予定)

区 分	納付金額	1人当たり 納付金額	1人当たり納付 金額の県平均
医療給付費分	7,558,796千円	140,844円	133,023円
後期支援金分	2,322,514千円		
介護納付金分	905,019千円		
合 計	10,786,329千円		

※ただし、退職被保険者分は含めていない

[留意点]

①【精算の影響】

平成31年度までは現行どおり、市町村ごとに、前期高齢者交付金や後期高齢者支援金等の過年度精算が個別に行われるため、納付金の変動する。

※今回は、本来の納付金額に51,932千円加算されている。

(平成30年度は369,747千円減算されている。)

⇒平成30年度に比べて、納付金ベースで421,679千円増加要因となる。

(単位：千円)

区分	精算科目	H31年度	H30年度	H31-30
医療給付費分	(前期高齢者交付金及び納付金)	▲ 342,066	21,176	▲ 363,242
後期支援金分	(後期高齢者支援金)	242,637	301,542	▲ 58,905
介護納付金分	(介護納付金)	47,497	47,029	468
合計		▲ 51,932	369,747	▲ 421,679

※国保事業費納付金算定情報リストより

⇒平成32年度以降、各精算は県全体となるが、前橋市の納付金のシェアが約17%であり影響の大きさは変わらないことが想定される。

精算の影響が納付金にプラスに働くと、税率改正にも影響するため、平成30年度の決算が確定する平成31年6月頃の段階から、早めに県から支払基金に精算の動向(プラスかマイナスか)を情報収集してもらうよう県と市町村の会議である部会及び連携会議で要望。

また市町村ごとの精算内訳を市町村へ示すよう併せて要望。

②【公費(国提示額)の影響】

群馬県全体に入る平成30年度の公費(国提示額)が過大だったことにより対前年比で、1,791,136千円減少しており、前橋市の納付金のシェア約17%などを加味すると、納付金ベースで444,542千円増加要因となる。

(単位：千円)

削減される主な公費科目	H31年度	H30年度	H31-30
・前期高齢者交付金(概算ベース)	55,328,756	55,892,598	▲ 563,842
・国普通調整交付金	10,572,190	11,311,461	▲ 739,271
・国県高額医療費負担金	2,750,525	3,788,704	▲ 1,038,179
合計	68,651,471	70,992,763	▲ 2,341,292

※H31.1.24県国保援護課連携会議資料より

(単位：千円)

削減される主な公費科目(県全体)	H31-30県全体削減	前橋市シェア	前橋市削減額
・前期高齢者交付金(概算ベース)	▲ 563,842	17%	▲ 95,853
・国普通調整交付金	▲ 739,271	17%	▲ 125,676
削減される主な公費科目(個別公費)	H31年度	H30年度	H31-30
・国県高額医療費負担金	495,550	718,563	▲ 223,013
合計			▲ 444,542

※国保事業費納付金算定情報リストより

⇒県分の保険者努力支援などの公費等、県としての財源確保策も努力するように要望。

③【激変緩和措置算定方法変更の影響】

今回も、本市は「国による暫定措置分」と「県繰入金（1号交付金）」を市町村に充てる、国県による激変緩和措置の対象となっている。

※今回は、本来の納付金額から412,525千円減算されている。

（平成30年度は393,155千円減算されている。）

ただし、平成31年度からの激変緩和算定において、一定割合の県平均伸び率を毎年1%ずつ加算（平成30年度は0%[加算なし]）することで激変緩和措置を縮小させていくことから、納付金ベースで100,795千円増加要因となる。

（単位：千円）

一定割合（0%→1%）影響額	1%の場合：107.06	0%の場合：106.06	H31-30
	412,525	513,320	▲ 100,795

※今回、県平均1人当たり伸び率が106.06%であり、H30年度算定では+0%[加算なし]で106.06%を超える市町村が激変緩和対象であったが、H31年度算定から+1%加算されて、107.06%を超える市町村が激変緩和対象になることから、納付金ベースで100,795千円増加することとなる（H31.1.16県国保援護課確認）。

⇒激変緩和措置は徐々に縮小されるものとされており、平成32年度以降の取扱いも引き続き、国と地方の協議や、県と市町村の協議が行われた上で、具体的に決定される予定。今後も、国や県に対して、引き続き、激変緩和継続を要望。

2 平成31年度国保特別会計収支見込について

◎【結論】平成31年度は税率改正せずに、基金取り崩しで納付金を賄える。

(1) 平成31年度国保特別会計収支見込 ※議会送付前の2/7現在要求額

H31予備費150,000千円充当を除いた財源不足：▲1,043,448千円(基金繰入額)

(歳入)								(歳出)							
款名	H29決算	H30当初	H30決算見込	H31計上	H31-H30 (当初予算比較)	伸び率 (当初予算比較)	款名	H29決算	H30当初	H30決算見込	H31計上	H31-H30 (当初予算比較)	伸び率 (当初予算比較)		
1款:国民健康保険税	7,867,395	7,434,677	7,489,345	7,186,856	▲247,821	▲3.33%	1款:総務費	467,945	502,792	505,023	505,508	2,716	0.54%		
2款:一部負担金	0	4	4	4	0	0.00%	2款:保険給付費	23,723,752	23,453,494	23,722,128	23,236,930	▲216,564	▲0.92%		
3款:国庫支出金	8,164,177	1	1,634	1	0	0.00%	3款:国民健康保険事業費納付金	0	10,007,440	10,007,440	10,787,808	780,368	7.80%		
4款:県支出金	2,067,746	24,142,569	24,419,687	23,927,945	▲214,624	▲0.89%	4款:共同事業拠出金	8,962,940	13	13	13	0	0.00%		
5款:財産収入	389	584	727	903	319	54.62%	5款:財政安定化基金拠出金	0	1	1	1	0	0.00%		
6款:繰入金	2,636,402	2,687,119	2,672,737	3,695,623	1,008,504	37.53%	6款:保健事業費	248,732	271,214	265,870	260,980	▲10,234	▲3.77%		
7款:繰越金	593,550	4	743,985	1	▲3	▲75.00%	7款:基金積立金	389	584	727	903	319	54.62%		
8款:諸収入	194,081	163,108	177,575	174,819	11,711	7.18%	8款:公債費	0	2	2	2	0	0.00%		
9款:市債	0	1	1	1	0	0.00%	9款:諸支出金	367,217	42,527	547,193	44,008	1,481	3.48%		
前期高齢者交付金	10,391,904	0	0	0	0	-	10款:予備費	0	150,000	0	150,000	0	0.00%		
共同事業交付金	8,959,654	0	0	0	0	-	後期高齢者支援金	4,534,347	0	0	0	0	-		
療養給付費等交付金	649,613	0	0	0	0	-	前期高齢者納付金	16,783	0	0	0	0	-		
							老人保健拠出金	93	0	0	0	0	-		
							介護納付金	1,698,728	0	0	0	0	-		
歳入合計	41,524,911	34,428,067	35,505,695	34,986,153	558,086	1.62%	歳出合計	40,020,926	34,428,067	35,048,397	34,986,153	558,086	1.62%		
								1,503,985	0	457,298	0	▲1,043,448			

財源不足額(※全額基金充当)1

(2) 基金残高見込

H31年度末基金残高：1,998,458千円

(※H30決算剰余見込み457,298千円加算)

H31予備費150,000千円不用額の場合→2,148,458千円

H30.12月末基金残高	2,732,978		
H30基金繰入金	0		
H30基金積立(利息)	727		
H31基金繰入金	▲1,193,448	→H31予備費150,000千円充当を除いた財源不足→	▲1,043,448
H31基金積立(利息)	903		
H31年度末基金残高	1,998,458	→H31予備費150,000千円不用額の場合→	2,148,458
※H30決算剰余457,298千円加算↑			

(単位:千円)

(3) 本市の経営努力

- ・本年度、群馬県12市保健福祉主管部（所）長会議要望事項において、「国保保険者としての県の戦略的な財源確保について（①特別調整交付金（結核・精神の疾病に係る額が多額であること）申請、②保険者努力支援制度（市町村分）獲得）」として県へ要望。

- ・①特別調整交付金（結核・精神の疾病に係る額が多額であること）申請については、本年度申請予定であり、申請前であるため金額は未確定だが、約1億円の新たな財源を見込んでいる。

- ・②保険者努力支援制度（市町村分）獲得については、平成31年度算定において、平成30年度に比べてプラス73ポイント、金額にして3,971千円増加した（県内12市中1位）。

(4) 本市の現状（参考）

- ・費用額は相対的に高い。

平成29年度1人当たり費用額(療養諸費：343,044円)

県内12市中**6位**（1位：安中市、2位：渋川市、3位：藤岡市、高崎市は7位）

- ・所得額は相対的に高い。

平成30年度国保税当初賦課時1人当たり所得額(799,750円)

県内12市中**2位**（1位：高崎市）

- ・国保税課税額は相対的に高い。

平成30年度国保税当初賦課1人当たり現年度課税額(91,624円)

県内12市中**5位**（1位：沼田市、高崎市は6位）

中核市54市中**23位**（高崎市は24位）

- ・国保税収納率は相対的に高い。

平成29年度国保税現年課税分収納率(94.90%)

県内12市中**5位**（1位：富岡市、2位：沼田市、高崎市は7位）

中核市54市中**4位**（高崎市は11位）

3 平成31年度標準保険料率の本算定結果（参考）

(1) 市町村標準保険料率（市町村算定方式）

各市町村の算定方式に合わせて算定された市町村標準保険料率。各市町村が国保税率を決定する際の参考とする。標準的な収納率 88.5% で算定されている。

算定方式	医療給付費分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	後期支援金分	2方式（所得割・均等割）
	介護納付金分	2方式（所得割・均等割）

本市

区 分			現行税率①	標準保険料率②	差引(②-①)
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	6.80%	7.68%	0.88%
		均等割	24,600円	31,180円	6,580円
	応益割	平等割	16,800円	22,010円	5,210円
後期支援金分	応能割	所得割	2.50%	2.79%	0.29%
	応益割	均等割	13,200円	15,799円	2,599円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	2.50%	2.62%	0.12%
	応益割	均等割	15,600円	19,954円	4,354円

(2) 市町村標準保険料率《県で公表》～県内35市町村比較用～

県内一律の算定基準により市町村ごとの税率を算定した市町村標準保険料率

算定方式	医療給付費分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	後期支援金分	3方式（所得割・均等割・平等割）
	介護納付金分	3方式（所得割・均等割・平等割）

本市

区 分			税率等
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	7.69%
		均等割	31,249円
	応益割	平等割	22,765円
後期支援金分	応能割	所得割	2.75%
	応益割	均等割	11,119円
		平等割	8,101円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	2.66%
	応益割	均等割	13,859円
		平等割	6,520円

(3) 都道府県標準保険料率《国で公表》～全国47都道府県比較用～

全国統一の算定基準のもと算定された本県の標準保険料率

算定方式	医療給付費分	2方式（所得割・均等割）
	後期支援金分	2方式（所得割・均等割）
	介護納付金分	2方式（所得割・均等割）

群馬県

区 分		標準保険料率	
医療給付費分 (基礎課税額)	応能割	所得割	7.14%
	応益割	均等割	41,283円
後期支援金分	応能割	所得割	2.68%
	応益割	均等割	15,368円
介護納付金分 (40歳～64歳)	応能割	所得割	2.37%
	応益割	均等割	17,596円

特定健康診査、特定保健指導の実施状況について

1 特定健診について

(1) 実施率（法定報告ベース）

	H25	H26	H27	H28	H29
対象者数	62,390 人	61,395 人	59,633 人	56,735 人	55,019 人
受診者数	24,412 人	25,138 人	25,398 人	24,373 人	23,168 人
実施率	39.1%	40.9%	42.6%	43.0%	42.1%

※法定報告は、4/1 時点の国民健康保険の加入者で年度中に脱退した者又は途中加入者を除く。また、実施状況（対象者数、受診者数等）は、保険者が国へ報告を行い、次年度の 11 月に確定する。

(2) 取組内容

- ・個別健診、集団健診を実施
- ・個別への受診勧奨はがきの送付により受診率向上の取組を実施

2 特定保健指導について

(1) 実施率（法定報告ベース）

	H25	H26	H27	H28	H29
対象者数	2,635 人	2,781 人	2,828 人	2,756 人	2,546 人
実施者数	586 人	533 人	611 人	645 人	548 人
実施率	22.2%	19.2%	21.6%	23.4%	21.5%

(内訳) 積極的支援

	H25	H26	H27	H28	H29
対象者数	670 人	680 人	695 人	643 人	553 人
実施者数	127 人	104 人	111 人	112 人	90 人
実施率	19.0%	15.3%	16.0%	17.4%	16.3%

(内訳) 動機付け支援

	H25	H26	H27	H28	H29
対象者数	1,965 人	2,101 人	2,133 人	2,113 人	1,993 人
実施者数	459 人	429 人	500 人	533 人	458 人
実施率	23.4%	20.4%	23.4%	25.2%	23.0%

※法定報告は、4/1 時点の国民健康保険の加入者で年度中に脱退した者又は途中加入者を除く。また、実施状況（対象者数、実施者数等）は、保険者が国へ報告を行い、次年度の 11 月に確定する。

(2) 取組内容

- ・直営と委託により実施
（健診結果説明会の開催、適量ランチ会、運動支援教室を実施）
- ・未利用者に対し、電話による利用啓発を実施

3 国保健康ポイント事業について

(1) 目的

特定健診の受診率向上により、生活習慣病を早期に発見・予防することで、健康増進を図ると共に、将来的な医療費の適正化につなげ、もって国保財政の健全化に資することを目的とする。

(2) 制度開始時期

平成30年7月

(3) 対象者

本市国民健康保険の加入者で、今年度特定健診を受診した人（前年度未受診者限定）

(4) ポイントの対象となる健診等

【3ポイント】 特定健診や国保人間ドック（必須）

【2ポイント】 特定保健指導、がん検診、成人歯科健診

(5) ポイントの交換

5ポイント以上で、申請により商品进行贈呈。QUOカードや図書カード（500円・1,000円）、Qのまち商品券（500円）、ころとんボールペン、地域づくり協議会への寄附などと交換。1ポイントは100円で、5ポイントから交換。

(6) 実績（平成31年1月末現在）

申請者数 471人